

私がこのような報告を思い立ちましたのは、先の『部落解放研究』第二一・二二号に、『解放令』の成立過程の研究」を発表させていただいてから、多くの方々から貴重な御批評をお受けし、その中でいくつかの重要な御質問が寄せられたことに端を発します。私としてはあの研究を補う意味でも、是非この御質問にお答えしなければならぬと感じた次第です。その質問の内容は、大きく二つに分けられます。その一つは、私の研究ではまったく触れていない

「解放令」研究史について

——『解放令』の成立過程の研究——の補遺として——

はじめに

上杉

聰

他の「解放令」成立をめぐる諸説——たとえば『海外への体面説』や『自由な労働力説』、あるいは『人民闘争説』——についてどのように考えているのか、という御質問でした。そしてもう一つは、たとえば『大江卓説』はといったいつどのようにして生れたのかといった、私がすでに批判した説について、なぜそのように誤った説が成立したのかを問い質すものでした。その御質問を受けましたとき、正直いって私は「ハッ」とさせられました。といいますのは、たとえその「説」が誤っているとしても、それが一定の強さを持って定着したからには、何らかの背景ないし基盤がその裏にあると考えなければならぬと思うからで

す。ところが私の先の研究はその『説』の誤りを指摘したのみであって、なぜそのような『説』が成立したのか、その根拠についてはまったく吟味していません。その意味で私の研究は、いまだ半分の作業しかやりえていないことを痛感させられた次第です。

そこで今回は、この場をお借りして、これまで唱えられていた「解放令」の成立をめぐる主要な説について、①それらがどのようにして、いつ頃成立したのか、②各説そのものへの批判、③「解放令」の研究史の観点から見て、それらの説をどのように評価するか、という三点にわたった検討をおこない、寄せられた御質問にお答えするという形にしたいと思います。

ただ報告の準備をしていますが、私の力不足から非常に不完全なものにならざるをえないということです。本来の研究史をまとめるためにはあと数倍の勉強が最低必要かと思うのですが、御質問に早急にお答えする意味でも、また今後「解放令」研究を進めようと思える方々の一助にでもなればと考えて、現在私の知りえている限りのことではありますが、報告させていただきたいと思えます。

また報告の内容は、展開上多少「解放令」の成立過程の研究」とダブるところが出て来ざるをえません。しかしなるべく重複は避けたいと思えますので、詳しくは「部落

解放研究」第二一・二二号を読んでいただきたいと思えます（上記の論文は、以下「研究」と呼ぶ）。

一、大江卓説

明治政府が「解放令」の公布を決定してゆく際に、いったい何がもっとも重要な契機をなしたのかという問題に関して、歴史上最初に成立した説が、実はこの「大江卓説」なんです。したがって「大江卓説」を考える場合、この『説』の歴史上の位置に最大限の関心を払わなければならぬと思うわけです。

もちろん「研究」でも触れましたように、明治の初年—中期にかけて、『明治史要』とか『明治財政史』なんかには「解放令」と租税（地租改正）との関連が出てくるわけですし、それを『説』に加えないかぎりでは「大江説」を最初のものと言えるわけです。

それでは逆に明治初—中期は大江卓と「解放令」との関連について、どのように考えていたのかという問題が起ります。これについては藤原燃の筆になる『帝國新立志篇』という本が明治二三年に出されています。ひとつの手がかりになります。その中で彼は次のように大江卓のことを述べています。

たく触れられていないという事実は、当時の社会的共通理解の中にはそうしたものが存在していなかったことを示していると思われるのです。

ところが「解放令」が制定されてから四〇年もの歳月が経って、「解放令」制定当時の状況を知る人が次第に減少してゆく中で、逆に「大江卓説」は徐々に浮上してゆくのです。

つまり私の知る限りでは、明治末期から大正の初年にかけて、この「大江卓説」がしきりに宣伝され始め、それが遂に全社会的に定着したと思われるのです。それではその宣伝に当たったのはどのような人々かといえます。最初はどうも部落の側の融和運動家であったように思います。

その一人に岡本弥（たぢ）をあげることができると思えます。彼が明治四二年に大江と初めて会ったのですが、『特殊部落の解放』（大正一〇年）、それによって「大江卓説」が一般に知られることに大きな役割を果たしたようです。そして、もしかししたら、この岡本こそが「大江卓説」を歴史上最初に公にした人であるかもしれません。

しかしながらこの岡本の動きは、派手ではありませんが、あくまでも個人の動きでありました。この『説』を広く部落大衆に流布し、また部落外の意識的な人士に伝えるために大きな役割を果たしたのが、大和同志会です。大和

る）

この本によりますと、大江卓の建議がどのようにに政府部内に力を作用させたかという点は、彼が民部省に「出仕」することになったことだけであり、また彼の部落問題にかんする功績として、「穢多ノ事ヲ調査」したと弾直樹の民部省への採用を述べているだけなのです。つまり、「解放令」制定に働きがあったとはどこにも書かれていないのです。これは、現在の『大江卓説』の定着ぶりから見ると、非常に興味ある事実といわねばなりません。もちろん一つの史料だけでその当時の社会全体を見ることはできません。しかしこの『帝國新立志篇』という書は、明治国家建設に功あった人々について、かなり詳細な紹介をしているものであって、そこに大江と「解放令」との関連がまっ

屢々旅行ヲ（土佐）藩ニ乞フ聴サレズ遂ニ修学ヲ以テ聴サレ大坂ニ出デ又東京ニ往ク、是時（大江）君穢多、非人ノ称ヲ廃スルノ議ヲ上ル、議遂ニ用フル所ト為ル因テ民部省ニ出仕シ勸業寮ニ奉職シテ専ラ穢多ノ事ヲ調査ス、夫ノ彈左衛門ノ宮ニ就キタルハ君之ヲ推轂シタルナリ、而シテ彈氏ト之ガ調査ヲ共ニス、尋デ民部大丞ニ任ジ民部省ヲ廃スルニ及ンデ工部省七等出仕ニ補ス、未ダ幾バクモ無ク神奈川縣参事ニ転ジ陸奥縣令ヲ輔ケテ治績アリ（括弧内は引用者、傍点は藤原による）

同志会は、組織的には全国の地域を包せつし、機関誌『明治之光』を最大時一万部近く配布するなどの成果をあげたのですが、その『明治之光』に次のような記述があります。

我徒の大恩人大江先醒を迎ふ

先醒は目下居を湘南に卜し日々東京都に通はる會長松井三月中旬先醒を東都に訪ひ特に大会に先醒の貴臨を乞ふ先醒快諾せらる打電数通十九日南都に來駕せられ翌日大会に臨席あらせられ親しく歴史的講演を吐露せられたり傍聴者中感極まり先醒の高恩を偲び聲咳に接して感涙に咽びし者ありたり本会の全員は拳って先醒の最も繁忙中特に臨席ありて有益なる名譽ある講演をせられしは赤誠を捧げ感謝の意を表す。——『明治之光』第七号（大正二年五月一日）巻頭の「会説」より。

右の文章は會長の松井庄五郎自身の筆によるものと思われるのですが、大江が大和同志会の大会に出席し、「吾が事業」という講演をおこない、それを聴いた会員が「感涙に咽んで」「赤誠を捧げて感謝の意を表す」ありさまが書かれています。その後大江は名譽顧問となり、『明治之光』には何回も大江の肖像写真や大江に関連する写真が折り込みで掲載され、彼の「功績」を宣伝する大きな役割を果たしているのです。

どのようにして拡大されて行ったかを示唆しています。

帝國公道会は、表面上は民間の融和団体でありましたが、実質は右のように内務省による積極的な援助のもとに作られていて、そこに当時の権力の動向を読み取ることができるわけです。つまり、初期の権力の側からする融和事業は一方的な上からの事業でしたが、部落大衆の自覚が高まるにつれて、自主的な動きが開始されていたわけでした、その一つのあらわれが大和同志会だったわけです。内務省はこのような部落大衆の立ちあがり、大逆事件に部落関係者が二名も連座したようなことに至らないようにするために、部落内部に積極的に権力に呼応する指導者を広範に作る必要に迫られていたわけです。帝國公道会はそのような内務省の意を体して作られ、大和同志会などもそれと結合してゆくわけです。

そのような権力側の動向と、部落の側の融和主義運動の利益にとって、大江卓という人物は極めて好都合な人物であったわけです。彼自身、「解放令」への貢献を語りながら、同時にそれを天皇の「聖旨」の実現であるとする強烈な天皇主義者であり、思想的には完全に両者の要求を満たしていたわけです。そして大和同志会の大会で聴衆に涙を流させるような形で天皇と自らの「偉業」を「恩」として売りつけるうえでは、実に有効な力を発揮しえたといえます。

それでは、松井庄五郎をはじめとする大和同志会が大江をかつぎ出したのはなぜかといえますと、単純に「先覚者」の偉業を偲ぶというところに動機があったとは考えられないのです。松井は右の文章に続いて「大日本同志会の完成せし暁は先醒の銅像を建設したし」と大江に申し出ているのですが、当時大和同志会に触発されて、全国に同志会が創られはじめており、松井達はそれらを糾合して大日本同志会の結成を構想していたわけです。このように大和同志会は、全国を引きつけるだけの大きな権威として大江をかつぎ出したと考えられるわけです。そしてその場合、「大江卓説」はどうしても必要な装飾であったと思われるわけです。

しかしその後大江は活動の場を帝國公道会に移すのです。大江は帝國公道会の名実とも中心人物として働くのでありますが、彼をそのような位置に推薦したのは、実は内務省だったのです。『融和事業研究』第二号（昭和三年一〇月）には、相田良雄という内務省関係の人物が、公道会の発起人の中心人物である岡本道壽に対して「やるならば天下に聞えた人を主腦者としては如何と」大江を中心にすることをすすめたことが記されています。その時、融和運動に積極的に動いている岡本道壽すら「大江卓説」は知らず、相田が教えたことも記されており、「大江説」が

す。内務省はそのような大江の持っている効果を確認したうえで、先のように帝國公道会の中心に据えたのではないかと思います。そしてその結果、権力の側は、「解放令」を制定した真の意図や契機を隠して、「大江卓説」がまかり通ることを口をつぐんで許したということです。

このように「大江卓説」が歴史上初めて、『明治史要』や『明治財政史』に見られる租税との関連性を否定して成立する裏には、そのような虚構を必要とした融和運動や権力の動向があったと考えられるわけです。

以上のような運動の次元からする「大江説」への関係の他に、学問的なレベルで「大江説」を流布する役割を担った人に喜田貞吉がいます。彼も思想的には融和主義者であると共に天皇主義者であり、大江卓と共通する立場にあったわけです。彼は「大江卓説」を流布する役割を担った「民族と歴史」第二巻第一号に「特殊部落研究号」と題する特集を組み、そこに大江の談話を載せて「大江説」を自ら推奨するのです。

ところがこのような俗説ともいえるべき出鱈目な説が学術誌に載ったところから、喜田や大江の思わぬ所に事態が発展してしまうのです。といいますのは、この「特殊部落研究号」に触発されて、二か月遅れてですけれども原伝蔵という人が同じ「民族と歴史」（二巻三号、大正八年九月）

上に、公議所の史料を発表するのです。その内容は純粹の史料紹介の域を出ていないのですが、これを尾佐竹猛博士が見つけ、喜田貞吉の『大江卓説』と公議所の史料は相容れないではないかと批判を始めるのです。つまり「これま喜田先生は、歴史の動きは個人の動きで左右されるものではないことを常々主張されているのではないか。にもかかわらず今回は『大江卓説』を取って自らの歴史学者としての立場を放棄しているのではないか。むしろ歴史の大勢を見るところの点では、公議所の史料が示すところのものの方を重視すべきではないか」というわけです。それに加えて、「維新の自慢話というのは史料的価値が全くないというのが今日の歴史学上の立場である。にもかかわらず、そのような種類の大江の実歴談をなぜ採用するのか」といった意味の批判を、非常にいいねいにやるわけです(『歴史地理』三四巻五号、大正八年一月)。これはまったく文句のいえない批判であって、学問研究者の態度として喜田貞吉は間違っていたわけです(喜田はその後反論していないようです)。こうして権力や融和主義者の利害(そして大江自身の利害)の結合によって作りあげられた『大江卓説』が一時学問的な批判にさらされなければならない破目に陥ったのです。

尾佐竹はその後「解放令」の成立に至る歴史過程を幕末

す。そして結局そのあたりが水平運動と融和運動との分岐点になってゆく面があるわけです。そして水平社の創立は、そうした大江などにたいする批判をやり切ったうえで始めて成立するのです。次の文章は、栗須七郎の『水平宣言』(綱領積義)の一部ですが、帝国公道会などへの批判がよく表現されています。

次に、「部落民自身の行動によつて」といふ言葉が綱領にある。それはどういふ意味か。

従来、我々特殊民を救済する、或は保護する、といふ種々なる運動があつた。或は政府として、或は有志者として、或は公私の團體として、色々に差別撤廢の計畫を立てられた。然しそれらは總て無効であつた。現に我々は明治の初年に於いて、穢多の名稱を廢されて、一般の百姓町人と同じく平民に列せられた。然し實際には、新平民として矢張り元どほりの侮辱を受けた。後、新平民の名が特殊部落に變つたけれども、實際には何の變化も無かつた。ヤレ公道會、ヤレ平等會、ヤレ融和會といふ様な、いろいろな團體の救済事業も、たとへそれが善意であるにしても、たとへそれが胡麻化しとか、猫撫でとか、鮎ねぶらせとかいふ、悪い策略的の者ではないにしても、結果は總て同じ事で、悉く無効である。否、無効ばかりではない、一面

にさかのぼって研究し、実にさまざまな史料を發掘し、その成果は今日の研究にも非常に大きな影響を与えているわけです。また牧野信之助という人は、同じ時期、これも偶然大蔵省の内部史料の調査の際「解放令」に関連する文書を發掘して『民族と歴史』第二巻第五号(大正八年一月)誌上に發表しています。

これらの素晴らしい研究成果は、しかしながら当時にあつては学会の一部にとどまらなかつて、外部、特に運動やそれと結びついた研究者に引き継がれることなく途絶えてしまったのです。これは運動にとつても研究にとつても非常に大きな悲劇であつたと私は思うのです。運動の面を考へるならば、その結果融和主義にたいする批判が極めて中途半端に終わったと考えられます。

すでに述べましたように、大江卓は権力にとつても融和主義者にとつても恰好の人物だったわけですから、彼は實際に部落大衆の立ちあがりやが権力と非和解的に対立してゆくことをおさえるために、東奔西走するのです。つまり「私が出させたんだ」という形で恩を売りつけて帝国公道会の中に引きつけようとするわけです。

ですから当時、めざめた部落大衆は大江卓に怒りを感じて、さまざまな批判を大江に向けるわけです。ところが岡本弥などはそのような部落大衆から大江を防衛してゆきま

には我々の同族の一部分を墮落させるといふ害毒があり、又一面には、美しさうな約束の少しも實現されぬ所からして、烈しい失望と反感とヤケ気味とを起させるといふ害毒もあつた。

要するに、彼等としては、我々を見下しながら我々を救はうとするのが間違ひであつた。又、我々として、我々を賤しんでゐる其の人達の情にすがらうとするのが間違ひであつた。

したがつて「部落民自身の行動によつて」と水平社の綱領に述べられている核心的な主張が出てくるわけです。「ヤレ公道会」というのが、大江卓の帝国公道会を指していることは、すぐわかります。この他にも、大江は部落問題を「老後のメシの種にしている」とか、部落民に対して差別的に対応しているなどという批判を述べた史料が、かなり存在しています。

運動の側からはこうして、大江や公道会をはじめとする融和主義者がおこなうところの、部落大衆を「見下しながら我々を救はうとする」やり方を批判し抜き、それに対して自分達の運動を對置するところに、もっとも重要なポイントを置いていたわけです。

とするならば、「恩恵」として与えられたとされる「解放令」そのものにも批判の鋒先が向けられるのは必然で

す。水平社運動も次第にそのような視点を強化していった。「解放令」批判を深めてゆきます。次の史料は高松差別裁判の全国代表者会議にむけた「指令」ですが、かなり徹底した「解放令」批判がおこなわれるようになっていきます。

八・二八の意義

八・二八はエタ解放記念日である。いまから六十二年前の明治四年八月廿八日、明治維新の政府は太政官布告第六十一号を以て「穢多非人の称を廢す爾今身分職業共平民同様」であるといふ布令を發して、永い間封建的身分制度に縛りつけられていたエタを解放した。この日を反動融和団体の山師共は、お上の有難い思召によって吾々が解放された「喜びの日」として記念し、反動思想をバラ撒くことに狂奔する。だが吾々は解放令によって完全に解放せられたであらうか？

今日の社会から身分的差別觀念が完全に取除かれたであらうか？否、否、千度も否だ！吾々に対する身分的差別は今日尚社会にしつこく残ってゐる。この度の差別裁判はそれを証拠立ててゐるではないか—解放令是一片の空文でしかなかった。吾々に空手形を与へ、ヌカ喜びをさせたに過ぎない。それどころか「身分職業共平民同様」とすることによって、吾々の肩に重い税金や兵役の義務を負はせ部落民の独占的な職業

(例へば皮革業・製靴業等)を資本家が遠慮なく奪い取り、職業の自由は与へず部落民であるといふ理由で雇はなかつたり或ひは首を切つたりする。このように奪ふものは奪ひ、与えるものを与へず、義務を負はせて権利を与えない。これが解放令の正体である。これが反動融和団体の山師共が云ふ所の「お上の有難い思召」なのだ。

吾々は八・二八を、部落民が解放された「喜びの日」として記念するのでなく、反対に、吾々をゴマ化すために空手形を与へながら、尚かつ吾々を解放してやったとヌカして恩にきせようとする支配階級と、その手先である反動融和団体のインチキをバクロし、彼等が吾々に与へた空手形(インチキ解放令)を彼等に投げ返し、眞の解放を自身の力で闘い取るための「闘争の日」として記念しなければならぬ。そこにこそ八・二八の意義があるのである。

全国水平社中央常任委員会「指令」一九三三年八月一三日
(第三号)「旧協調会資料」

こうした「解放令」批判にもかかわらず、運動の側からは、「大江卓説」そのものの批判にまでには、ついに到達しえなかつたのです。「もし」という仮定が許されるならば、もし喜田貞吉の「大江卓説」にたいする批判を契機と

して成立した尾佐竹猛や牧野信之助の素晴らしい研究が、当時であつて水平社の頭脳と結合していたならば、「解放令」研究はまったく別な形で飛躍的な発展を遂げており、融和主義批判は更に数歩前進していただのではないかと想像する次第です。

さて、次に「大江卓説」そのものについて批判ですが、これについては「研究」で詳しく述べておきましたので、ここでは省略したいと思ひます。ただ一つ付け加えておかねばならないと思ひますことは、大江卓や融和主義運動の担い手達にとって、大江が「解放令」を出させたということは、敢えて嘘をついたことだと考える必要はないということなのです。つまり、何らかの歴史的事象が起こる際、その近くに居る人間にとって、自己の存在意義を過大評価し、それがあたかも自分の功績と主観されてしまうことはよくあることであつて、必ずしも悪意や、意図的な作意から生まれるとは限らないからです。しかしながら、大江が個人的に持っているにすぎなかつたそうした「思い込み」が、社会性を得て、常識に近い位置を占めてゆくために、もっと大きな社会的な必要性——すなわち融和主義者や権力の側の必要性が広範に存在したからだと思へばならないと思ひます。そのことは、大江以外にも「解放令」を自分が出させたと思ひ込んでいる人物が他におり、

その説がまったく社会的に成立しなかつたことを見れば、よりはっきりすると思ひます。その人というのは、「研究」でもふれましたとおり田中光頭でして、彼は「解放令」制定当時大蔵省戸籍頭という要職にあり、大江などとは比較にならないほど上の位置について、「解放令」制定と何らかの直接的な関係があつたと目される人物です。また「解放令」公布前の数か月間を出張させられて過ごしていた大江などと比べて、はるかに「解放令」と密着していた田中の発言は、より高く評価されてしかるべきであります(しかし自慢話の一種にすぎないという点では、ドンダリの背比べにすぎませんが)、歴史的・社会的には殆んど無視されてきたのです。

そのような意味で、「解放令」制定にかんする「大江卓説」は、初期融和主義運動が作りあげ、定着させた説であり、その背後には権力内務省の働きかけがあつたと考えられるわけです。

今日、初期融和主義運動の研究が活発になされ始めており、大きな成果をあげつつあるのですが、以上述べましたような観点からも、研究が深められるべきではないかと考える次第です。

二、公議所説

次に「公議所説」に移りたいと思います。

この説の成立は、すでに述べましたとおり、原伝蔵の発掘した公議所関係の史料を、尾佐竹猛が『大江説』を批判しつつ取りあげたところにあります（大正八年）。しかしその主眼は「大江」に対して「公議所」を対置するというよりは、大江卓という個人の力で「解放令」が出されたという、そうした歴史観こそを問題にしたわけです。ですから当時の歴史全体の大きな動き「時勢」をとらえなければならぬということ、公議所についてだけでなく、「解放令」につながると思われる史料を実にたくさん発掘し、「解放令」研究に飛躍的な発展をもたらしたわけです。千秋藤篤の「穢多治議」、渡辺村の「嘆願書」、長州藩の一新組、あるいは田中光頭の日記など、おそらくすべて彼がこの時発掘したものとされます。

そのような脈絡の中で正確な位置を公議所の「解放論議」に与えるのであれば問題は無いのですが、これが「解放令」を出させたという主張にまで発展するのはもとの史料（『公議所日誌』『議案録』『決議録』）を直接読むというもともと初歩的な作業を怠ったところから生じてい

るのです。つまり公議所関係の史料の中から、部落問題に関する箇所だけ抜き出して原伝蔵や尾佐竹猛が紹介したのち、私の知る限りでは原典に当たった人は極めて僅かの人であり、殆んどが子引き、孫引きをやっている、公議所全体の史料とまでいえないでも該当箇所の周辺さえ当たっていないということ、その結果公議所の議論について次のような二つの大きな誤った解釈がなされ、「公議所説」が成立したのです。この傾向は特に戦後の研究者に強くいえます。

第一の誤った解釈は、「圧倒的多数によって」「部落解放」が決議された」というもので、もうひとつは、「解放論議」の評価についてです。これらについては「研究」で詳しく論及してありますので、ここでは要点だけ述べておきたいと思えます。

まず、公議所で決議されたのは「里数改定の議」だけであって、「解放論議」は決議されていない、ということ、部落「解放」問題に言及しているのは九名ですが、全体の発言者は四二名にのぼります。論議の中心はあくまで中野斎提案の「里数改定の議」なのです。ところが当時里数の計算は、人馬等の提供という賦役制度の上で成立していたために、里数を改定しようとするれば賦役制度を改変しなければならぬ。そこで当時賦役が免除されて里数に加

えられていなかった社寺地・荒（瘠）地・「穢多」地の三種類が槍玉にあげられ、里数改定をするならば賦役の免除をすべて撤廃し、その場合は「穢多」についても身分を平民にしたらいじやないか、という論議なのです。とする、これは——第二の問題になります——封建的な租税制度を拡充強化しようとする側面を持つ論議なのです。ところがそれをおこなおうとすれば「賤民」の身分問題だけでなく様々な問題が起ってくる。たとえば瘠地の農民が騒ぐかもしれないし、社寺地の朱印地の処理にもむづかしい問題がある。そこで、それについては新たな国家制度が決まってしまうまで遅くはないという意見が主流を占めているわけです。にもかかわらず決議がなされたのは、賦役制度の問題を除外して、純粹の「里数改定」についてだけみればまったく問題がなかったからです。ですから『決議録』にも「里数改定の議」が決議されたとしか書かれていないわけです。

しかし、反論として、「里数改定の議」が決議されたのだから、そこから出てくる賦役の改定も、したがって「賤民」の解放も認められたようなものではないか、という意見もあるかと思いますが、もしそのようなことをやれば、当時廃止の方向にあった賦役制度という、もともと封建的な制度を強化するという、大変な時代錯誤をおこなうこと

になります。「賤民」が「解放」されるとしてもそうした中でおこなわれるわけです。したがって公議所における「解放論議」というのは、いまだ多分に封建的な制度と思考の枠内で考えられたものとして捉えなければならぬと思うのです。「解放論議」をおこなった公議人が、他の問題についてもいかに封建的で反動的な考えの持ち主であったかは、「研究」の中で明らかにしておきました。その点では近代的な「解放令」とはまったく次元を異にするわけです。公議所がその論議をつきつめて、「里数改定の議」だけでなく「賦役制度の拡充強化」まで決議することをかろうじて思いとどまったのは、思えば賢明であったといえます。ですから、こうした公議所の「解放論議」が明治政府に反映したとは考えられないわけです。

このような理解は、公議所関係の史料に直接眼を通せば誰でもすぐ理解できることなのです。にもかかわらずそうした初歩的な作業が六〇年以上も等閑に付されていたというのは本当に驚くべきことですし、研究にとっても運動にとっても非常に悲しむべきことです。

ちなみに、明治政府が里数改定をおこなうのは、明治五年の二月でして、その実施は公議所の主張するような賦役制度の拡充の中ではなく、逆にそれが撤廃されることと併行しておこなわれているのです。

それではこの「公議所説」は、「解放令」研究史の中でどのように位置づけて考えればよいのかという問題があります。これについては、原典に直接当たらないことによる史料のまったくの誤解から生じた説という他に、日本史研究の他の分野と切断されたところで、部落問題だけ独立させて研究を進めた結果生じた説である、ということもいかなければならないと思うのです。つまり公議所についての全体的な研究はいくらでもあるのですが、それらをふまえていけば公議所の「解放論議」にたいする過大な評価は生まれなかったと思うからです。たとえば判沢弘氏は「明治時代論」(『日本文化史』(2)『所収』)の中で分析しているのですが、「魔刀」を随意にすべきとする議案を森有礼が提案し、それが審議されています。ところが、これにたいする公議人達の反応というのは、どうこうたる非難の言葉で埋められて、当時開明的といわれていた由利公正でさえ、顔色を変えて森につっかかるような事態が生じたと言われています。そしてその結果として、森有礼は一切の官職を奪われ、鹿児島で蟄居しなければならぬ破目に陥るのである。一時的にですが彼は政治生命を失うわけです。具体的には「研究」を読んでいただくことにして、これ以上申し上げませんが、このような公議所の性格は、その公議人の基盤と関連しています。つまり一部の研究では下級武士が

自由に出てきて発言したようなことが述べられているのですが、当時の公議所というのは公議人を藩代表として位置づけており、変なことが決められては困るといっているので各藩と公議人が連絡を取り合っていて発言している史料など残っているわけです。したがって、たしかに議会という形式を取ってみれば進歩的に見えるのですが、その論議の中身は、強く封建領土の利害を代表していると思われるのです。こうした公議所の研究はかならずしも新しいものではなく、戦前からあるわけですから、「解放論議」への評価も批判的な眼で見ることが可能だった筈なのです。

しかし事態はそうした研究方向へは進まず、逆に、反動的な明治政府は進歩的な公議所の意見を黙殺し、容易に「解放令」を出さなかった、という形で「公議所対明治政府」という安易な図式まで作りあげられ、誤りを更に繰り返すというところまで進んでしまったわけです。したがって「公議所説」というのは、部落問題の研究が他の全体的な歴史研究との関連性を失ったところに生じた悲劇的な例として見なければならぬと思うのです。

ですから、今後の公議所における「解放論議」の研究は、こうした全体的な視野からもう一度やり直さねばならないと思うわけです。その場合、「解放論議」がおこなわれた明治二年四月という時代に注意しなければならぬと思い

ます。つまり当時は五稜郭の戦を最後に維新内乱が終結しかけた段階であって、まだ新政権がどうなっているのか海のものとも山のものともわからない状況のもとの、公議所の政治的な意味を明らかにしなければならぬと思います。すし、その意味では明治四年の「解放令」が出された時期といえます。これは、本来の意味での近代の発達の段階です。これらの差をふまえて、語られた「解放論議」の意味を十分深めて解釈しなければならぬと考える次第です。

また、ここで少し触れておきたいと思えますのは、尾佐竹は非常に多くの新史料を発掘しながら、彼が喜田批判の論文を発表した同じ月に牧野信之助が、大蔵省の内部史料を見て、その紹介を『民族と歴史』におこなったのです。尾佐竹はそれを重視して大蔵省の内部に踏み込むことをやっていないのです。そのために彼の研究は非常に優れているながら、史料を羅列するだけで決め手を持たない「一般的時勢論」の範囲を出ることなく終わってしまったのです。当時はまだ大蔵省は震災で燃えないでいたわけですから、かえすがえすも残念だというほかはありません。牧野もその後それ以上の研究はやっていないようです。こうして大正中期に花開いた「解放令」研究は、実を結ぶことなく散発的に終わってしまったわけですね。

三、海外体面説

これら、大正中期に一連の「解放令」研究が出され、一段落してのち、一三年に高橋貞樹が『特殊部落一千年史』を書きます。その中で、初めて「海外に対する体面」が「解放令」を出させた原因であるという説が生れるのです。これはどういうことかといえますと、「大江説」と「公議所説」というのは、先ほどから述べてきましたように、そもそもは対立して成立したわけです。ところが高橋貞樹は、どのような理由によってかはよくわかりませんが、両者の史料を併列することをおこなうのです。つまり大江関係の史料もある、公議所関係の史料もあるという形で羅列し、そこからひとつの結論を出すわけです。つまり、両方の史料に共通した考えとして、大江の話の中と公議所議案録の加藤弘蔵の建議中に、ともに対外的な体面の問題が記されているという理由で「海外体面説」を唱え始めるわけです。これが現在に至っては、大江卓がマリア・ルーズ号事件の裁判長として関わっている——この事件は明治五年に起こるのですが、たしかに海外に対する対面から娼妓解放令を出すきっかけをなしたものです——だから「解放令」もそうであつたらう、と年代的に逆算して結論

を出しているわけです。

しかし、加藤弘蔵の建議は、「研究」でも触れませんでしたよ、それに、それだけでは投書の類とみなしてもさしつかえないわけですし、公議所で議論された形跡も、予定もありませんでした。ただ公議所の一連の文書は市販されていたために、大衆に与えた啓蒙的な意味は大きかっただろうと思うのです。大江の発言が「解放令」に与えた影響は、すでに述べたところです。また、東京府による明治三年一二月の建議にも体面の問題は書かれてあります。実は私も最初このうではないかと考えて、いろいろと史料に当たってみましたが、それを示すような史料が見当たらないんです。たしかにいろんな文章の中に、そうした面からの考察も触れられてはいます。つまり「解放令」を出さなかったらこういう点で不利益になりますよ、ということでは挙げられてはいるけれども、決定的なものとはなっていないんですね。

このような「体面説」成立の裏には、明治国家の主体性の評価について、若干の問題を持っているのではないかと思うのです。これは当然高橋貞樹を含めてそうなっているわけです。つまりその基本的な考えというのは、外庄によって開国させられて以降、近代化の一連の改革も、その延長線上に考えられるという外庄一辺論なのです。しかし内発的

含めて、そういう問題点を今は感じるわけです。

四、自由な労働力説

次の「自由な労働力説」は、文字通り部落民の労働力を資本主義の発展のために「自由な労働力」として活用する目的で「解放令」を出した、というものです。

この説が成立したのは戦後、特に一九六五年頃、藤谷俊雄氏によって初めて唱えられたといっています。初めに「初めて」といいますのは、戦前は特に高橋貞樹以降、戦後直後までの部落史研究は、主に講座派的な観点からおこなわれていたために、「解放令」を日本資本主義の後進性、絶対主義と結びつけて考えていたわけです。したがって部落差別も資本主義の発達の遅れの結果として、つまり封建遺制として捉えられていました。ところが戦後改革を経た今も部落差別がなお存在し続けるのは、資本主義こそが部落差別を存続させてきたからではないかという立場に立って、藤谷氏は「解放令」を資本主義の発展と積極的に結びつけて理解することを始めるわけです。こうして「自由な労働力説」が成立するのです。

しかし、この説の特徴というのは、実証的な根拠がまったく欠落していることです。そこから、明治政府の側のそ

な側面もあったのではないか。でなければ明治維新という激動も考えられないわけです。そして内発外庄両者の結合の中に、具体的な明治国家の成立を見なければならぬだろうと思うのです。当時条約改正という重大な問題もありましたが、単純に海外に見習って、日本政府が一連の改革をおこなったというのでは、あまりにも明治国家の主体性というものを軽く見ているのではないか、ということですね。もちろん、「主体性」というのは良い意味でも悪い意味でも使っているんですが……。そういう点で、この説は研究の視角において問題があるのではないかと思えます。私自身も最初この考えを取っていたのですが、今はそういう見方そのものを捨てなければならぬと考えているところです。

考えてみれば、「大江説」も「公議所説」もおかしいわけですから、両者を認めたらえにはじめて成立するこの「体面説」は、両者が否定されれば自動的に消滅する性格のものでしかありません。しかしやはり、こういう「体面説」を取るかぎり、「解放令」がなぜ出されたのか、どのような明治政府の主体的な動機によって出されたのかという点を、正面から直視させないことになり、きわめて偶発的で外因的な要素によって「解放令」を説明することになるのではないかと思います。これは私自身に対する批判も

うした意図を示す史料の根拠がなくとも、支配者の意図とは無関係なところで歴史は進行することがしばしばあるのだから、むしろ結果から考えればよいといった乱暴な意見さえ生むに至っているわけです。

しかし実際のその後の歴史を見ると、部落大衆は近代的な労働力とはなかなかならなかったわけです。ことごとく差別によってそうした職場からは排除されて存在してきただし、「解放令」制定当時はまだ部落大衆が働けるような工場は作られようとしていなかったわけですから、「解放令」制定の意図とは無関係と思われまます。部落大衆は、かなり後になってから比較的「自由な労働力」とみなされるようになったにすぎません。ですから、たとえ遅れて生まれた結果であったとしても、そこに歴史の意志が貫かれているとみなして、「解放令」制定の原因と同一視してかまわないというのでは、あまりに乱暴ではないかと思えます。むしろ原因と結果の間にあるギャップを具体的に説明することこそが歴史研究の課題であるし、そのような学問的な作業を通過した理論だけが真の意味で有効な力を発揮しうるのだと私は考えています。

ただ「解放令」と労働力の問題で少し述べますと、一般的な労働力の創出というよりは、むしろ警察制度の確立を見なければならぬと思います。「解放令」公布の直後に

あたる明治四年一〇月、政府は東京を手始めに、新たな警察制度の創出に着手します。部落大衆は、それ以降下級官吏の職を奪われはじめるわけです。その意味で「解放令」は、転職の自由というよりは失職の自由を与えるものとして、より効力を発揮してゆくわけです。

それでは、この警察制度の確立をもって「解放令」成立の原因であるとみなすことができるのかといえますと、私は、それは成り立たないと考えています。といえますのは、職業的な特権を奪うことは、賤民制の解体にはかならずしもつながらないからです。すでに明治四年の三月段階で死牛馬の処理が自由にされます。ところがそれで身分が「解放」されたわけではないですね。ただ大きな流れとして、この当時武士の職が解除され、身分と職業が分離されてゆく動きというのは、「解放令」と関連させて説明してゆく必要があると思うのです。これについては、「解放令」の施行過程の研究を通じて明らかにしてゆくように考えています。

五、京都府建議説

次に『京都府建議説』があります。これは、部落問題研究所が発掘した『京都府史(料)』の中の、京都府から太

体的な事実を明らかにすることができました。しかし、それらが可能となったのは、他の多くの史料と比較検討したり、政府の内部史料とつぎ合せたことからです。そして結論としては、やはりこれも直接の「解放令」公布の契機となりえていないということでした。「解放令」は、京都府が強く主張した「抜擢解放論」と対立していますし、「解放令」公布の決定も、京都府が最後に働きかけた八月二三日の前日に、すでに太政官は別の事情で決定(内定)していたのです。

ところが、当時京都府の側から見ればそのような太政官の内部事情はわかりませんし、たとえ「抜擢解放論」が受け入れられていなくても、成果として府下に宣伝したい誘惑にかられます。そのようにして、『京都府史(料)』には、京都府の働きで「解放令」を出させたのだということが書かれています。

この説の誤りは、こうした一地方段階の史料を扱う場合、最大限注意しなければならぬ視点を欠落したところに生じているのです。つまり、全国の事態を掌握しつつ、なおかつそのうえで独自の権限を持って政策を決定するという中央集権国家が成立している時点で、「解放令」の成立過程を研究しようとするならば、その方法は同じように全国を視野に入れつつ政府中枢に視野を定めるといふ方法

政官に提出した何回かの建議や意見が、「解放令」を直接出させる働きをなしたのではないかということで、馬原鉄男氏が一九七〇年代中期にはじめて公表したものです。その意味では諸説の中でもっとも新しい説だといふことができます。ただ馬原氏は、京都府の建議単独で「解放令」が出されたとはいっていないわけで、もうひとつ「大江卓説」を認めて、両者の力が働いた結果であると述べているわけです。しかし、そのような大きな位置を占めるものとして主張されている以上、やはりひとつの「説」としてとりあげる必要があると思います。

この説の基礎となった史料とその評価については、「研究」で詳細に検討したのでそちらを読んでいただくことにして、ここでは主に研究上の視点について吟味したいと思うのです。といえますのは、この説の根拠は、『京都府史(料)』の中に、榎村正直京都府権大参事を中心とした京都府の太政官にたいする熱心な「賤民解放」の働きかけが記されており、特に最後の働きかけをおこなった八月二三日から五日後に「解放令」が出されていることからです。

これら一連の史料は、「解放令」研究にとって、やはり飛躍的な発展を保障するものですし、私自身、この史料があったおかげで、実に多くの「解放令」成立過程を示す具を取らねばならない筈です。したがって地方段階の史料は、全国と同類のものと同照しつつ、なおかつ政府中枢との関連の中に置いて、あるいはそれが可能となるような形で研究を進める必要があるわけです。さもないければ、研究者は一地方段階の史料を作成した人物の眼に映ったことや、その地域で特殊に主張したいことを、そのまま全国の状況として理解するしかなくなるわけです。そして実際そのようにして、京都府の官吏の眼にとってそう見えたにすぎない、あるいはそのように府下に伝えたいということにすぎない「解放令」の「成立過程」を、そのまま「事実」として受け入れ、『京都府建議説』が成立しているのです。これは歴史研究の方法としては、大きな誤りというほかはありません。

しかしながら、この『京都府建議説』の成立は、今日の部落史研究にとって非常に重要な問題を提起していると思うわけです。といえますのは、今日、運動の発展とともに全国に部落史研究を進める個人や団体が飛躍的に増大し、新しい研究史の時代をむかえているわけです。この全国的な研究活動が進展した中で、本当の意味での内容的に新しい研究が生れてくると私は考えています。しかしながら同時に、この中で新たな問題が生じています。つまり全国に拡大・分化してゆく研究を、どのように統合・深化するか

という課題です。これは大阪の部落解放研究所が中心になりつつ、全国とどのような研究上の連絡体制をつくるのかということになるかと思いますが、それがうまくゆかないければ、この説のような誤りは、他の分野でもいくらか起る可能性があります。しかしそれを恐れて、地方段階の研究を怠れば、旧来の限定された史料の中で発展性のない論議だけがたたかわされることになるしかありません。そのような意味で、この『京都府建議説』の誤りは、きわめて今日的な課題を提起しているように思います。

六、人民闘争説

「人民闘争説」といいますのは、その言葉のとおり「解放令」の制定が、人民とくに部落大衆の闘争の結果であるというものを指しています。この「説」は、人民の闘争が「解放令」に与えた影響をどの程度まで評価するかについて様々な見解があつて一定しませんが、ここでは一括してこう呼びたいと思います。

「人民闘争説」は、今日非常に広く支持されていますし、重要な説ですので、少し綿密に検討しようと思えます。まず、この説の成立時期についてですが、これも比較的

さきほど、「人民闘争説」は戦後になってはじめて成立したと述べましたが、この事実は今日の状況から見るとき、奇妙な感じを持たれるかもしれませんので、いさし少し詳しく述べておきたいと思えます。右の事実をあらわすのに、別な表現を使うならば、この説は、戦前においては成立しなかったのみならず成立しえなかつたということになります。

すでに「大江卓説」のところでも触れましたように、部落大衆は戦前において「解放令」の公布を天皇の「聖旨」、あるいは大江卓の働きによつてもたらされた「恩恵」としてとらえ、その一方的な上からの「思召し」に対して涙にむせんで感激するという段階に、率直にいつて、あつたのです。学問的状况も一部を除いてそういう状態であつたわけです。ですから大衆の中から「人民闘争説」を生み出すような条件は、まったく存在しなかつたし、その余地はなかつたといえます。

高橋貞樹も、『特殊部落一千年史』の中で、幕末におけるいくつかの部落大衆の闘争を紹介していますが、圧倒的には非常にみじめな状況であつたとして、特に「解放令」制定にむけた闘いは存在しなかつたといっています。彼は結論的に次のように述べています。

斯ような惨忍のみが部落民の生活の全てであつた。

新しく、戦後になってはじめて成立しています。戦後、日本史の分野で、戦前―戦中にたいする反省から、「人民闘争史観」が羽仁五郎氏や井上清氏によつて唱えられるのですが、その観点が部落史に適用されることによつて成立したわけでした。したがつて最初に唱えたのは井上清氏であり、公表されたのは一九五九年の『部落問題の研究―その歴史と解放理論』の段階で、明確にその考えが主張されています。

その後、この「人民闘争説」は、とくに部落の活動家層の中に非常に広範な規模で定着しています。その基礎となつているのは、「同対審」答申・「特措法」闘争から狭山闘争にかけて、部落大衆の幅広い決起の経験であろうと思われ、本格的に起ちあがつた経験と自信を持ったとき、そこからもういちど過去を振り返つて、部落大衆の主体的な動きを部落史においてもっと評価すべきではないか、という視点が成立したと考えられます。しかしながら、重要であるとはいえず、そのような視点の確立でもつてすべての事実を裁断することもまた不可能であつて、「解放令」の成立過程にとつて、その視点をふまえつつ、どの程度のことかといえるのかは厳密に事実にもとづいて検討されなければならぬと思つておられます。

部落民には解放、足洗ひの道は全く鎖されて居た。この逆遇に対する反抗から兇賊となつて一般社会を荒涼し、堪え難き怨恨を紛らすものがあつた。露西亞の農奴は其の制度の悲惨なるを以つて知られて居るが、彼等の歴史には横暴な支配階級に対するところの組織的な壮大な反乱がある。プガチヨフ、ステンカラーヂン等の反乱並びに農奴時代末期に於ける悪性の小反乱等はこれで、敢然たる戦ひの跡を止めて居る、吾が国の農奴にも百姓一揆と称せられる。特に封建末期に数多く続出してこの制度の崩壊を予示したところの農民反乱がある。而も最も侮辱迫害せられた穢多、非人に於て、これの少き、実に何等の反抗を敢てしようとするものが出来ぬまで最後の血の滴りをも搾取され、絶対強権の力圧の下に屈服せられて居たからではあるまいか、峻厳なる階級的障壁のうちに縛られて動もすれば石礫の如く白刃の飛來を見たからではあるまいか。

(中略)

解放令が単なる称号変更に終り、何等効果を結ばなかつたのは、一はそれが部落民自身の熱烈な運動に依るものでなかつたからである。偶々新政府に「稀有の事」として同情的に天降つたもので、決して急湍の如く横溢する解放の気運が起つてゐたものではなかつた。

また社会全体から見てもそうであつて、内には反対するものもあつた。解放令に反対して一層の虐待を加へた所もあつた。(傍点引用者)

つまり、これらはその当時の水平社による基本的主張と合致するわけです。天皇とか融和団体のいう「お陰」とか「思し召し」によつては絶対に解放されないんだ。「解放令」も「思し召し」のひとつであつて、部落民はそのような動きに対抗して主体的な運動を作らねばならないんだ、というのが水平社運動の中心的綱領だったので。ですから「解放令」は人民の闘争の成果であるなどというふうな考えはまったく入り込む余地はなかったといえます。

それでは実際の歴史過程はどうだったのだろうか、というのを次に考えてゆきたいと思ひます。

まず、もし部落大衆の闘争があり、それが「解放令」に反映したと仮定するならば、明治政府の内部史料にはかならず何らかのこん跡が見られる筈です。しかしながら、残念なことは、そうした史料がまったく存在していないという事です。たとえば、公議所における「解放論議」について見るならば、これは「研究」で詳細に検討しましたが、むしろ部落大衆にたいする非常に残酷な態度から発言がなされていて、とうてい部落大衆の意思を反映していると思ひます。大江卓にしても、彼は弾直

樹と深い親交があつたといわれていますが、すぐれた第一建議を提出したあと、太政官から批判されると直ちにその主張を撤回しています。このような彼の動きを見ると、その背景に運動らしい運動があつたとは考えられないのです。肝心の弾直樹にしても穢多頭の利害に限定されて、下部の大衆を動員して運動しようなどとは全然考えていなかったことが最近の研究で明らかにされています。弾直樹は、あくまでも大衆の決起を注意深くおさえながら、財政問題と引きかえに身分引き上げを考えていたし、しかもその内容は幕末の六〇余名の身分引き上げと同じものとして考えていたわけです。つまり幕末の場合、「穢多」の称号は廃止されますが、職業・支配の関係はそのまま変更されてないのです。そして弾はそんな内容で維新後も「解放」して欲しいと東京府に申し出ています。その嘆願書は太政官にも届けられました。ところが「解放令」は、弾にとつてもっとも重要な要求のひとつであつたこの職業・支配権を奪つて、当時政府と関係しながら進めていた軍靴の製造も行き詰まり、彼は失意のうちに死ぬわけです。そういうことから考えて、弾直樹の要求が政府によって受け入れられた、あるいは彼の立場が尊重されて「解放令」が出されたとは、とうてい考えることができないわけです。むしろ「解放令」によつて一番打撃を受けたのは、弾

などの穢多頭と呼ばれる人達ではないかと思ひます。このように政府の内部史料を見ると、武士階級の一方的な「解放論議」や穢多頭・弾直樹の限定された動きを見ることはできませんが、そこに圧倒的多数の部落大衆の解放に向けた生身の動きを見ることができないのです。これは、当時農民が活発に一揆を起し、新政府を窮地に陥れていたし、またそうした農民像が政府の内部史料に多く見られることと比較するとき、明瞭に浮びあがって来ざるをえない大きな差なのです。

しかしながら、同時に数少ない史料からありますが、幕末から明治初期において、部落大衆の新たな動きが見られることも事実であり、そうした研究も多くあります。それらをどのように見るべきか、次に検討に入りたいと思ひます。

ただ嘆かなければならないのは、当時の部落大衆の動向を示す史料が、今日きわめて少ないことです。おそらく現在進みつつある各地の研究によつて新たな史料が発掘されると思ひますし、本当のところはそれを待つて結論を出すべきなのですが、今日は、今までに発掘された史料の範囲内でいったい何をいうことができるかという限定のもとに、私なりの意見を述べさせていただきますと思ひます。

部落大衆の動向を評価する場合(これはあらゆる運動に

ついてもいえると思ひますが)、「綱領」「組織」「戦術」の三つの角度から分析する必要があるかと思ひます。「綱領」という場合、どのような根拠と論理にもとづいて、何を運動の最終的な獲得目標にしているのか、ということが問題になります。また「組織」という場合、その運動がどの程度の広がりや集中力を持って進められているかということ。また「戦術」という場合、初歩は嘆願から最後は一揆・反乱まで多様な形態が考えられます。

そのような分析視角にもとづいて幕末—維新期の解放運動を見た場合、主に三つくらいの段階を考へることができるとは思ひます。まず、幕末期を二つに分けて、文久三(一八六三)年の長州藩における部落民軍事登用令までが第一段階、それ以降明治維新までが第二段階、そして、維新以降「解放令」までが第三段階です。

第一の段階の代表的な闘いは、安政三(一八五六)年の決染一揆をあげることができると思ひます。この時期の運動は、封建的身分制度の動揺の中で、幕藩権力の出してくる反動的な差別強化に対する反対闘争、あるいは身分制そのものには手をつけられない形での個々の権利拡大運動、という範囲に入るのではないかと思ひます。したがって、この段階のものは、その目的とするところ(綱領)が賤民身分制の撤廃にない以上、正確な意味で解放運動とは呼べない

だろうと思います。ただ身分を問題にする場合もありま
す。弾左衛門もそうですし、山田光二氏の発掘された能勢
の下田村の嘆願もそうですが、それらは、本当は自分達の
由緒は正しいんだということを基本に据えて身分の引き上
げを主張しているわけで、個々の特殊な理由を基礎にする
以上、その運動は他の「賤民」との共通の立場に立てませ
ん。したがって組織的な観点から見て分散的にしか運動は
進められないわけです。

ところがこの頃千秋藤篤は「穢多治議」を書いていま
す。その内容は、文字通り「穢多をどのように治めるの
か」という観点からですが、旧来の賤民身分政策を改めて
平人にするべきことを主張しています。つまりこの時代、
封建的支配体制の行き詰まりをいち早く感じ取りながら、
反動政策によって乗り切ろうとするのではなく、それとは
逆方向にむけて、部落民の身分「解放」を、武士階級の一
部が唱え始めているのです。これはやはり当時であって
は、きわめて革命的な思想であったと思うのです。しかし
ながら、それはいまだ支配者階級の中に生まれたままに留
まっており、部落大衆と結びつくことはなかった段階で
す。

ところが次の第二段階に入りますと、そうした革命的な
政策が武士階級から部落民に具体的に提起されるようにな

筈隊が部落大衆の自発的組織として作られ、自分達の力で
独自の軍事訓練をおこない、それを基礎に身分取立てを志
向し始めています。これは危険なものとして直ちに弾圧さ
れて解体されたわけですが、新たな自主的運動の萌芽であ
るといえると思います。茶釜隊の人々に一体どの程度の賤
民身分制にたいする明確な批判がはらまれていたか、現在
の史料発掘の段階ではよくわかりませんが、武士階級の側
から提起された、由緒によらない軍事への参加を条件とし
た身分引上げを、部落の側からの自発的な働きかけを通じ
て実現しようとしているわけで、賤民の軍事登用令がもた
らした部落大衆への直接的な影響として把握できるだろう
と思います。

そしてこれ以降、全国に、同様の部落大衆の動きが開始
されます。つまり内乱期に入った国内の情勢の中で、自ら
の軍事上の戦闘力や財政上の貢献をテコにして身分解放を
勝ち取ろうとする動きです。正確な年代は不明ですが、こ
の頃に土佐藩において、穢多僧である覚道が一向一揆にお
ける部落民の戦闘性を誇りつつ、軍事登用による身分の引
き上げを訴えています（市川訓敏「幕末土佐の穢多僧覚道
上書について」『関西大学部落問題研究室紀要』六号）。
また慶応三（一八六七）年、大阪の渡辺村から軍用金の提
供と引き換えに身分解放を訴える嘆願書が出されているこ

ります。しかもその場合の身分の引きあげは、第一段階で
見られたような個々の特殊な理由によってでなく、賤民身
分全体が問題にされるようになります。つまり、ある人々
の由緒が正しいから身分を引きあげるといいうのではなく
て、そういうものとは無関係に身分の引きあげが考えられ
始めます。そのことによって部落大衆の側にも由緒にとら
われないで「賤民」制そのものからの解放を考える革命的
な思考が生れてくるわけです。

そのような例として最初に挙げることはできるのは、文
久三年の長州における部落民の軍事登用令です。これは一
〇〇軒に五人の割合でしか身分の引き上げがおこなわれな
いものでした。たしかに数も少ないといえます。しかし、
軍事に有益な者であれば誰であっても、由緒などにかかわ
らず、全体の中から一定の割合の範囲内で身分「解放」す
るという意味では、やはり旧来とは異なるまったく新しい
考え方なのです。

こうした新しい政策を武士階級が出して来る背景として
は、反封建的な大衆のエネルギーを、幕府軍との内戦に有
利に導こうとする意図を考えることができると思います
が、それが部落大衆の意識に与えた変化は、まさに革命的
なものでなかったかと想像するのです。

まず長州においては慶応元（一八六五）年頃、上関の茶

とは、御存知の通りです。

一方幕府の側も、江戸の部落大衆が薩摩藩士の煽動によ
って倒幕側に着くことを恐れて、翌慶応四年に弾をはじめ
として六〇余名の身分引上げをおこないますが、この場合
も、長州征伐に弾左衛門配下の者が五〇〇人、非戦闘要員
として参戦していることと深く関係しているように思えま
す。

要するに、この時期の基本的な特徴は、中心的な軸とし
て、幕府側の勢力と倒幕勢力との間に非和協的な軍事対決
があり、その物理的な抗争を、どちらがより有利に展開す
るかという枠の中で、部落大衆の反身分制的なエネルギー
を自らの方向に引きつけ、利用するために、幕軍・反乱軍
の双方から、賤民身分制の部分的解除の方向が打ち出され
るわけです。そして部落大衆の側も、そのような双方の権
力の意図に自発的に奉仕し、むしろ利用されることを通じ
て身分解放を勝ち取ろうとするわけです。したがって、こ
の段階における部落大衆は、それまで固く閉ざされていた
賤民身分制の部分的撤廃を通じて、全体への波及の可能性
を予感・期待するという、まったく新しい意識を持ちつつ
も、いまだそうした武士階級の動向とは大きく独立した運
動主体をなしえない段階ではないかと思えます。

しかしながら、不動のものと思われ、それに手をつける

ことなど思いもよらなかった賤民制が、権力の側からであれ、破棄される事実と直面したことの与えた影響には、きわめて大きな意味があると思うのです。しだいに部落大衆は、権力によって身分の引上げをやってもらうという恩恵にすがり意識から、賤民制の不合理性・不当性を暴露し、それを根拠にして主体的に身分解放の要求を突きつける意識が生まれ始めています。

たとえば、渡辺村の嘆願書では、朝鮮出兵の時、現地の慣習にならって食肉した者が、本国に帰って穢れた者とされたと前置きしつつ、ところが、今では開国して、食肉の慣習を持つ外国人と和親交易するようになったのだから、もはや我々を人外の人扱いにして交りをしてはいけないのだから、い、だから穢多の二字を除いてくれと主張しているのです。一方では軍用金を供出することに同意しつつ、それと引き換えにするというやり方ではありませんが、このような不敵とも思える論理を展開しています。またその前年の慶応二年には、土佐の「穢多」の人々（坂折小高坂東西）が、自らを中国人の末裔と位置づけつつ、外国人との和親の動きの中で、同様の主張をしています。旧来、権力によって作りあげられた「賤民」制を正当化する論理が崩壊しはじめている状況を鋭く突いて、逆に解放の論理を部落大衆は主体的に作りあげ始めているといえると思います。

の身分引上げをめぐる薩摩藩士や幕府側の松本良順が動いたように、あるいは長州藩の武士が「賤民」を反乱に投入しようとしたようなひとつとして、土佐藩士がおこなったそれとして考えることができます。ただ、これについては更に史実を明らかにするための研究を進めなければならぬと思います。

ところが、明治維新以降は、少し様子が違ってきます。部落大衆の動きはもっと広範になるし、組織的なつながりも起こり始めており、直接的な行動も一部では見られるようになっていきます。しかしながらその場合でも、いまだ新政府が身分解放をするらしいという権力の動向が伝えられることによって触発され、それに期待するという域を大きく越えていません。

明治三年一月には京都の蓮台野村の年寄元右衛門から嘆願書が出され、同年一月には弾直樹からも出されています。弾の嘆願書についてはさきほど述べましたが、蓮台野村の嘆願書は『明治之光』第二巻第七号に掲載されています。それによりますと、自分達をアイヌ人の子孫であると自ら認めているのです。ところがアイヌ人も同じ「神州」の民であるときたのであるから、我々も「穢多」の名称を取り除いて欲しい、と要求しています。これは、渡辺村の嘆願書やその当時の部落大衆に見られたような、自分達

ただ、こうした部落大衆の意識（綱領的側面）の新しく重大な変化にもかかわらず、その場合でも部落大衆の自立した動き（組織的・戦術的側面）という観点から見ると、いまだ強く武士階級の動向に左右される印象をぬぐい切れないのです。といますのは、この渡辺村からの嘆願書を発掘した尾佐竹猛は次のようなコメントを付けているのです。

これは土佐藩士の怨憑（おんじょう）に出たので、敵は寧ろ本能寺にあるのである。（中略）肉を喰ふ夷狄と和親交易するならば国内の穢多をも同等にすべしといふので、人道問題といふよりは寧ろ政争の具として幕府当局を苦めん為の一主張に過ぎなかつたのである。（『明治文化叢説』二二～二二頁）

尾佐竹猛がこの史料をどこから発見したか明らかではありませんが、『丁卯雜拾録』という本にもこの嘆願書と短い説明が付けられてあります。そして、そこにも土佐藩士が書かせた旨の記述があるのです。おそらく、当時このような風評が根強くあったと考えられます。しかし、真偽のほどはわかりません。ただ、それがたとえ偽りであったとしても、その風評を打ち消すほどの目立った部落大衆の独自の運動が存在しなかつたと考えられることができると思います。また、もしその風評が真実であるとすれば、弾左衛門

の軍事力への貢献度を売りつける、あるいは積極的に軍事上の消耗品として利用されることを覚悟しながら身分解放を勝取ってゆくという所から一歩進んで、正面から身分制にかんする要求をあげている点で、前進していると思えます。しかしながら、まだ平等を要求する根拠となる論理にしても、渡辺村や土佐のものと同じ水準ですし、要求を部落大衆を動員しつつ押し通そうとするのではなく、穢多頭の個人的な嘆願として代行的におこなっているにすぎません。

ところが、一部には大衆自身の立ち上がりも見られるのです。『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻に「諸事聞見扣」という史料が収められています。それによりますと、明治四年の六月頃、丹州水上郡の部落の人々が、死牛馬の処理が自由になったことを、身分解放の先ぶれであると考えて、それならばと、皮革の仕事をやらないうと生活できない五軒の者だけ村端に立退いてもらい、残りの八〇軒ぐらゐの人々は身を清めて亀岡藩に出かけています。これは強訴の形態に近いといえます。しかしながら、それは要求を押し通そうというよりは、むしろ朝廷から身分解放の指令が来ている筈だがどうなのか、早く明らかにしてほしいという程度のことなのです。しかし、亀岡にはそのような指令はまだ来ていないので、わざわざ京都太政官に問い合わせ

せることまでやらせています。ところが、そのような指令を出していないということがわかると、あきらめて全員村に帰るのです。そうすると、解放されるとばかり思って捨ててしまった皮革の仕事がないと生活に困ってしまうので、今度は村から追い出した五軒の者にもう一度やらせてくれと頼み込み、拒否されて部落の内部で騒動が起こるようなことが書かれています。

この記述は部落外の商人が、かなりひやかかし半分には書いているところがあり、その点で差し引いて考えねばならない面があるのですが、当時の部落大衆の段階をよく示していると思います。政府が身分解放しないとわかると、あきらめて帰るところや、五軒の者へは相変らず「穢多」と呼ぶような仕打ちをしておいて、自分達だけ脱賤化するような行動などを見れば、まだまだ解放運動の主体へと成熟しえていないことがわかります。

また部落大衆の組織的な広がりという点で見れば、やはり明治四年の段階ですが、播磨国多可郡の二つの被差別部落が連名で兵庫県に訴えを出しています。これも幕末より一歩進んでいる側面であろうと思います（同前、第三巻に収録されている東山村・高岸村の伺書）。

しかしながら全般的にみれば、一定の前進的側面を持ちながらも、政府がたとえ拒否しようが、自らの解放の論理

発しています。また二村連名で伺書を出したうちの一村である高岸村は、市販された公議所関係の文書を持っており、政府の内部で新しい考えが出されていることを知っていたことがわかっています。

このような政府の新しい動きに部落大衆は敏感に反応しながら刺戟されめざめてゆくことが始まっており、それは幕末よりも大きな規模で進行していたと思われる。そして、組織的にも戦術的にもいくつかの前進が印されています。しかしながら明治政府は、そうした部落大衆の闘争主体としての成熟・成長の速度をはるかに乗り越えて、明治四年八月二十八日、「解放令」を公布したのです。

そして、当時のそうした運動の側の遅れこそが、その後の部落解放運動にとつての悲劇を生む原因になったのではないかと思えます。「解放令」公布の直後、反対一揆によって、部落大衆は手痛い反撃を受けなければなりません。また天皇制への幻想も深く部落大衆に植えつけられてしまったと思うのです。大正一二年の『大阪毎日新聞』は、八月二十八日の「解放令」制定五十年記念として、大阪水平社が明治天皇追悼法会を盛大に挙行（四〇〇名）したことを報道しています。その後水平社は天皇制批判をおこなうようになり、今年の四月の天皇誕生日には、解放同盟として反対の闘争を起しました。しかしその中で

にもとづいて、大衆を広く結合し、断固たる行動でもって解放を闘い取るという主体の形成・成熟には十分到達していないと、残念ながら結論するしかないのです。当時の農民反乱が、特に廃藩置県以降は数万人の単位で激しく闘われたことを考えるならば、それと比較して、部落大衆の解放にむけた闘いは、いまだ弱々しくその歩みを開始したばかりだと断じざるをえないのです。あまりにも重く部落大衆にのしかかっていた差別でありましたから、それをね返して身分解放を勝ち取るという主体に到達するためには、歴史的には大きな変動と、時間が必要であったろうと思います。明治維新という激動も、その中で最初は武士の側から提起された身分「解放」の革命的な考えを部落大衆が自らの思想として主体化し、成熟させるにはあまりに小さな変動でしかなかったし、十分な成長を当時の部落大衆が遂げるには、あまりにも短かい期間でしかなかったらうと思います。そして明治維新政府が成立して以降も、新政府の出すさまざまな政策の中に、部落が解放されるのではないかとという可能性を見出し、それに驚きの目でもって期待し、希望を託して嘆願するという域をほとんど脱し切れていなかったと思えるのです。蓮台野村の嘆願書は、明治二年の政府がおこなった部落調査をきっかけにしていますし、兵庫県にみられた動きは、死牛馬の処理自由化に端を

私が部落大衆から教えられましたことは、いまだ多くの家では、松本治一郎の写真とともに、明治天皇の写真が飾られているということでした。この事実も、天皇制批判が戦前戦後を通じて、いまだ圧倒的多数の部落大衆の中で決着つけられていないことを示していると思います。明治初年における部落大衆の立ちあがりの遅れは、今日まで尾を引き、暗い影を落していると思うのです。

この節のまとめになりますが、「人民闘争説」の「解放令」研究史上の意義について考えますことは、たしかにこの説は、部落史に人民の闘争の要素を導入したという点で画期的で重大な成果をはたしたと思えます。しかしながら、闘争主体の成熟度の分析については、これまで非常に弱かったのではないかと思えます。その意味では、私がここで述べたことはまだ少ない史料にもとづいて大雑把にとらえたことではありませぬ。今後もっと多く部落大衆の当時の意識や動向を示す史料を発掘し、厳密な闘争主体の分析をおこなうべきではないかと思えます。

おわりに

最後に「研究」で述べました私の説について、少し触れさせていたただきたいと思えます。

私の説は、簡単にいいますと、地租改正の前提となる土地の商品化という事態が、穡多・非人の宅地の無税地のみならず居住制限をも存続させる余地を完全に失なわせ、その結果「人外の人」として社会外に追いやることで成立していた「賤民」身分を内部に組み入れた人民支配体制に転換することを余儀なくさせて「解放令」が成立した、というものです。

私の説は、穡多・非人の無税地を廃止することと関係しているために、旧来の説の中では「租税説」の流れの中にあるということができません。この「租税説」は、租税と兵役が重く人民の肩にのしかかっていた戦前において、「兵役説」とともに実感的に「解放令」成立の意図と考えられていたもので、水平社によって普遍的に語られていたというよいと思います。「兵役と納税の義務だけ負わせて権利を与えない『解放令』」といういい方で、解放令批判の中でよく使われています。戦後になっても原田彦彦先生は『入門部落の歴史』の中で第二の重要な位置をこの説に与えています(第一は「海外体面説」)。

ところが最近の部落史の発展は、近世における部落に与えられていた租税免除の特権が、きわめて限定された僅かなものにならないことを明らかにしてきました。その結果として、最近この「租税説」は下火になっていったとい

よいと思います。

しかし、私の説の場合、免除廃止によって新たに収奪できる租税の絶対量は大した問題ではなく、むしろ全体の地租改正にとって僅かな無税地であっても重大な障害になることを主張しています。また更に重要な点であると考えていますことは、居住制限の撤廃の問題が「解放令」に隠されていたことを明らかにしたのではないかと思います。つまり、無税地の廃止問題は身分制的な居住制限の撤廃に結びつかざるをえないことが、地租改正の準備作業(小改正)の中で明確になり、それを媒介にして、はじめ「解放令」が成立したということです。これ以上は、「研究」の第四節で詳しく実証していますので省略します。

ただ私は、この結論でもって「解放令」の成立過程をめぐる研究が終わったなどと考えていません。むしろ私の研究は「解放令」研究の新しい段階の第一歩でしかないと考えています。といいますのは、本日紹介しましたいくつもの説は、それらが「解放令」成立にとって中心的で決定的な原因であると主張されるかぎりにおいて批判しているわけではなく、しかしながら、旧来の説の主張するところは、それぞれに何らかの力を「解放令」制定のために働かせていることも半面の事実だろうと思うのです。ただそうした

働きに明確な形を与え、政府の決断に導いたのは、あくまで地租改正をめぐる問題であったということですが、したがって私に課せられた課題は、むしろこれまで批判したいくつもの説の主張するところが、「解放令」の成立に果たした積極的な面での評価と研究であると考えています。つまりそれは幕末—維新期のあらゆる動きに対して、「解放令」成立と関わって肯定的・否定的な両面からの再評価をおこなうことにはかきません。それは、とりもなおさずその時代の歴史全体を部落問題をふまえて明らかにするということです。

尾佐竹猛は、大正期の一時期、独自の力で「解放令」成立までのおびただしい史料を発掘しました。その成果は今日でも基本的に乗り越えられていないと私は思います。今もなお、研究者が、その成果から、こっそりと盗み出すようなことが続いています。しかしながら、尾佐竹猛の研究は、ぼう大な史料をただ羅列したにとどまり、結果として「解放令」の成立は「時勢であった」という平板でメリハリのない歴史の叙述で終わっています。これからの「解放令」研究の課題は、更に新しい史料を発掘するとともに、それらを基礎にして起伏のある立体的な歴史像を作りあげることではないかと思えます。それによってはじめて大正中期に途絶え、停滞していた「解放令」研究を飛躍させ、

本当の意味で尾佐竹氏を乗り越える研究史の時代に入るこ

とができるのではないかと思います。以上で、私の報告を終わります。どうもありがとうございました。

(注)——本稿は、昨年の九月二十七日、部落解放研究所歴史部会でおこなった私の拙い報告を、事務局の御好意で採録していただき、そのテープ起こしを基礎にしながら大幅な加筆をして完成させたものです。したがって、当日討論の中で寺木伸明氏によって御教示いただいた新しい事実についても、私なりに評価を加えて本文中に組み入れてあります。また紙面の都合で、報告では使用した史料の引用や、必要と思われる多くの注を割愛せざるをえなかったことが残念でなりません。この報告の準備にあたって部落解放研究所の図書室の方々、教育研究所の中尾健次氏、関西大学小山仁示先生、同大学部落問題研究室をはじめ、多くの方々の御協力をいただきました。記して感謝に代えたいと思います。